

身体抑制を伴う治療を要する患者様の保護者様へのお願い① (身体抑制に対する同意書への御理解につきまして)

当院院長は大学院時代、小児歯科に所属し多くの泣く患者様の治療を行ってきました。大学院卒業後も子供のむし歯が多い宮城県(12歳で1人あたりむし歯の多い児童数 全国第6位(平成28年度))で多くのお子様を治療してきました。その経験から、当院では泣いて治療ができないお子様や歯科治療に恐怖心をお持ちで治療がなかなか進まないお子様の治療を積極的に行っております。

ただし、お子様の御身体を動かないように抑えて治療する(身体抑制治療)には幾つかの危険が伴います。身体抑制治療に慣れた小児歯科医が行うにもリスクはございます。そこで、当院では以下のような身体抑制の同意書を作成し、身体抑制を伴う患者様の保護者様には同意書を頂くことにしております。



身体抑制治療についてのリスクについて保護者様にも御理解頂き、同意の上で御身体を固定し治療を進めて参りたいと考えております。身体抑制の同意書につきましては、当院院長が必要な詳細を説明致します。(同意書の例は以下に添付しております)

身体抑制を伴う治療を要する患者様の保護者様へのお願い② (身体抑制治療に伴う注意事項につきまして)

お子様の御身体を動かないように抑えて治療する「身体抑制治療」は様々な危険が伴います。経験ある小児歯科医師が行うことが最もリスクを下げることに繋がりますが、それでも全てが可能な訳ではありません。お子様の状況により身体抑制治療を中断することもあることを保護者様には十分御理解頂きたいと思っております。

抑制治療で何より重要かつ優先されるべきことは、**歯の治療より『お子様の安全』**です。



当院で抑制治療を行えないと判断した場合には、大学病院の小児歯科へ紹介することとなります。大学病院へ紹介する理由は、スタッフの人数や機材が充実し、もしもの際も小児科との連携がより早いという理由からです。あるいは、場合によっては鎮静による半分寝たような状態での治療や全身麻酔下での治療も行うことが可能です。開業医と大学病院の役割分担として、当院での治療が危険だと判断する場合には大阪大学や大阪歯科大学の小児歯科へ紹介することになることを御理解頂きたく存じます。